

11月手上げ対応 経過措置が1年間(令和5年3月31日まで)の病院様は最終期限です!

データ提出加算 準備セミナー

データ提出加算(A245)の新規届出をなさる病院様に必要な準備や手順をお伝えいたします

開催日時

8月26日(金)
14:00~15:15

セミナー終了後、見逃し配信(録画)をいたします。
当日は都合が合わない方も是非お申込みください。

参加費用

無料

内容

- ・加算算定に向けておさえておくべきポイントは?
手上げから算定までの流れ(11月手上げのスケジュール)
各種届出書面の作成方法
加算算定方法と提出遅延等をした場合のペナルティ
- ・提出データの効率的な作成方法
様式1/Hファイル/EFファイル/様式4/様式3
各種データの匿名化と提出用データ
- ・診療録管理体制加算の届出について
施設基準(中央病歴室の設置、疾病統計等)への対応方法
届出書面の作成方法

開催形式

オンラインセミナー

申込方法

弊社ホームページよりお申込みください



新たにデータ提出加算の届出が要件となる入院料

データ提出加算の届出を経過措置期間内に行わないと、以下の入院料は算定できなくなります!

地域一般入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料(精神科救急入院料)

「データ提出加算についてイチから知りたい!」という方は、セミナーのご受講前に、弊社ホームページにて掲載中の「データ提出加算コラム」を是非ご覧ください!

アドレス:<https://www.prrism.com/newscolumns/4681/>